

中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム設置要綱

（設 置）

第1条 中標津町自治基本条例（仮称）について検討するため、中標津町自治基本条例（仮称）検討職員プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトチームは、自治基本条例（仮称）制定に向け、その目的や条例に盛り込むべき内容及び関連する個別事項等について、調査、研究及び検討する。

（組 織）

第3条 プロジェクトチームには、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は総務部長をもって充て、副本部長は企画課長をもって充てる。
- 3 本部員は、町長が委嘱する。
- 4 本部員は、15名以内の本部員で組織する。

（本部長、副本部長及び本部員）

第4条 本部長は、本部を総括するとともに事務事業の進行状況等について庁内会議に報告するものとする。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長及び副本部長の指示により、その事務事業の調査、研究及び検討を行うとともに所属部との連絡調整を図り事務事業の遂行上それを反映させなければならない。

（本部会議）

第5条 本部会議は、本部長の招集により随時開催する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者を会議に参画させることができる。

（任 期）

第6条 本部員の任期は、委嘱の日から中標津町自治基本条例（仮称）施行の日までとする。

（部 会）

第7条 プロジェクトチームには、必要に応じて部会を置くことができる。

（事務局）

第8条 プロジェクトチームの事務局は総務部企画課に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日（平成21年5月26日）から施行する。
- 2 この要綱は、中標津町自治基本条例（仮称）施行の日限り、その効力を失う。